

一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社 令和5年度事業報告

1. 公社運営業務

(1) 評議員会

①第1回 令和5年6月27日

ア. 報告事項

- 一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社令和4年度事業報告について

イ. 決議事項

- 一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社令和4年度収支決算報告について
- 一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社役員の選任について

(2) 理事会

①第1回 令和5年6月2日

ア. 報告事項

- 一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社令和4年度第2回支出予算の流用について

イ. 決議事項

- 一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社令和4年度事業報告及び収支決算報告について
- 一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社令和5年度第1回收支補正予算について
- 一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社役員候補者の推薦について
- 一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社令和5年度第1回評議員会の招集について

ウ. その他

- 一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社第2回理事会の開催について（招集手続き省略による開催）

②第2回 令和5年6月27日

ア. 決議事項

- 一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社役職役員の選定について

③第3回 令和6年3月27日

ア. 報告事項

- 一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社令和5年度第1回支出予算の流用について

- 一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社令和5年度第1回支出予算予備費の使用について

イ. 決議事項

- 一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社職員給与規程の一部改正について
- 一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社令和5年度第2回収支補正予算について
- 確認書（令和6年4月）の締結について
- 一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社令和6年度事業計画及び収支予算について

ウ. その他

- 有効利用に係る還付金相当額の扱いについて（報告）
- 一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社令和6年度公社職員の体制について

（3）運営委員会

一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社の運営上必要な事項について、協議・調整を行うことにより、その円滑な運営を図ることを目的として、理事会の開催等に先立ち、令和5年5月24日、令和6年3月14日の計2回、運営委員会を開催した。

2. 受入事業

（1）建設発生土の受入

令和5年度埋戻し事業計画に基づき、10事業所のうち5事業所へ搬入した受入台数は、次のとおりであった。

- ・公共事業 10t車 28,990台、4t車 2,987台、2t車 148台
計 32,125台
- ・民間事業 10t車 60,027台、4t車 113台
計 60,140台
- ・合計 10t車 89,017台、4t車 3,100台、2t車 148台
計 92,265台

なお、搬入合計台数を10t車（5.5 m³/台）換算した場合の受入台数は、90,287台であった。

（2）総量管理

長池・青谷地区の集中監視所に監視員を配置し、契約土量の総量管理

をトラックスケール及び搬入カード（ＩＣカード）を使用して行った。

（３）施設維持管理

①補修工事等

ダンプ専用道路の部分補修用資材として、 310 m^3 の路盤材及び 126 t の固化材を関係事業所に配備した。

②散水業務

防塵対策として、延べ 261 日、 $1,305$ 回の散水業務を実施した。

3. 分析検査事業

建設発生土の土質等を把握する為、受入契約前に建設発生土発生現場での調査（同一工区を含む）を実施した。調査件数は 232 件であった。

（１）事前分析検査

建設発生土の搬入にあたり、埋立処分地管理運営規程第 6 条に基づく事前分析検査（ 28 項目）を実施した。検査件数は 198 件で、内 9 件が環境省告示の環境基準に不適合（契約否）であった。

（２）中間検査

埋立処分地管理運営規程第 11 条に基づく中間検査の対象物件は 12 件で、内 1 件が環境省告示の環境基準に不適合であったことから、搬入をしなかった。

（３）抜取検査

建設発生土搬入車両から試料を採取し、埋立処分地管理運営規程第 12 条に基づく検査であるが、令和 5 年度の件数はゼロであった。

（４）定期検査

各受入事業所において、埋立処分地管理運営規程第 13 条に基づく定期検査を実施した。検査件数は 21 件で、内 1 件が環境省告示の環境基準に不適合であったことから、場外搬出を実施した。

4. 環境保全事業

（１）地下水水質調査

①モニタリング調査

埋戻事業を行っていることから、モニタリング調査の実施について検討

を進めた。

(2) 公益目的支出計画実績報告書

環境対策事業については、公益目的支出として平成25年3月31日を算定日とし、公益目的財産額を1億8,120万9,119円、年間予定公益目的支出額を618万3,200円、公益目的支出計画の実施期間を30年として、公益目的支出計画を策定した。

令和5年度決算において、公益目的支出計画実績報告書は次のとおりである。

公益目的支出計画実績報告書

【 令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の概要 】

1. 公益目的財産額	181,209,119 円
2. 当該事業年度の公益目的収支差額(①+②-③)	24,119,897 円
① 前事業年度末日の公益目的収支差額	23,715,276 円
② 当該事業年度の公益目的支出の額	404,621 円
③ 当該事業年度の実施事業収入の額	0 円
3. 当該事業年度末日の公益目的財産残額	157,089,222 円

【 公益目的支出計画の状況 】

公益目的支出計画の 完了予定事業年度の末日	①. 計画上の完了見込み	令和 25 年 3 月 31 日
	②. ①より早まる見込みの場合	令和 年 月 日

(単位:円)

	前事業年度		当該事業年度		翌事業年度
	計画	実績	計画	実績	計画
公益目的財産額	181,209,119	181,209,119	181,209,119	181,209,119	181,209,119
公益目的収支差額	61,832,000	23,715,276	68,015,200	24,119,897	74,198,400
公益目的支出の額	6,183,200	16,125	6,183,200	404,621	6,183,200
実施事業収入の額	0	0	0	0	0
公益目的財産残額	119,377,119	157,493,843	113,193,919	157,089,222	107,010,719

(3) 道路清掃業務

市道3001号線、2389号線、17号線等の路線について、昨年度に引き続きダンプの通行に伴う道路清掃を実施した。また、国道307号と市道450号線についてもダンプの通行に伴う道路清掃を実施した。

(4) 夜間パトロール

不法投棄の防止と環境美化を図るため、また東部丘陵地周辺の環境美化対策に努めるため、週1回の夜間パトロールを実施した。

5. 監視事業

(1) 受入処分地における監視

危険防止及び不法投棄防止等を図るため、5事業所の受入処分地に嘱託職員の監視員を配置し安全確認を行った。

(2) 集中監視所における監視

産業廃棄物等の混入防止を図るため、長池・青谷地区集中監視所に監視員を配置し安全確認を行った。

(3) 展開検査

産業廃棄物等の混入防止を図るため、長池・青谷地区集中監視所の展開検査場所において、任意の荷下ろし検査を行った。